

保護者の皆様

## 学校感染症治癒通知書（登校許可書）の提出について

浜松調理菓子専門学校

校長 天野 又一

学校において予防すべき疾病（下表）と診断された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止させる措置をとることができます。

これは、医師の指示のもと十分に治療・療養するとともに、感染を防ぐための措置です。

下記一覧の感染症に罹患した場合は、速やかに学校（担任）へ連絡して、医師の診断により登校の許可が出るまでは登校できません。欠席扱いとはなりませんので、十分に療養してください。

なお、医師から登校の許可が出ましたら、「学校感染症治癒通知書（登校許可書）」に医師の証明をもらい、学校（担任）に提出して下さい。

出席停止とする感染症の種類（学校保健安全法施行規則 平成 24 年 4 月 1 日付）

第一種	エボラ出血熱など
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症（しょうこう熱）など）

キリトリ

### 学校感染症等治癒通知書（登校許可書）

受診者氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

当該感染症の診断日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

登校してもよいと認められる月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

本書作成日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_

